

答申 情第65号

令和2年7月28日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

公文書公開請求却下処分に関する諮問について（答申）

平成31年4月18日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った平成30年12月26日付け広報課第6号による公文書公開請求却下決定（以下「本件処分」という。）については妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1)平成30年11月5日付けで、審査請求人は、相模原市情報公開条例（平成12年相模原市条例第39号。以下「情報公開条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「別紙裁定書に記載されている添付書類を早急にお送り頂きたい。」等と記載した、公文書の公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。
- (2)実施機関は、対象公文書の特定に至らなかったため、審査請求人に対して、平成30年11月19日付けで補正を求めた。
- (3)審査請求人は、平成30年11月26日付けで、「別紙保有個人情報開示決定通知書の回答が2年半経っても私の手元には来ていない。」等と補正をした。
- (4)実施機関は、なお、対象公文書の特定に至らなかったため、審査請求人に対して、平成30年11月28日付けで、再度、補正を求めた。
- (5)審査請求人は、平成30年12月6日付けで、「公開を求めたのは、2016年6月2日に“ 広聴広報課が所有する私についてのすべての個人情報の開示 ” だけ」「通常審査請求して審査会が開かれ裁定書が出てその書類を送ってくる時には同時に隠蔽した情報を無料で添付してくるものです」「6千数百枚の情報をCD-Rで提供するだけ」等と補正をした。
- (6)実施機関は、平成30年12月26日付けで、「請求人が求めている文書は、保有個人情報開示請求により開示することができる文書であり、かつ、その内容で開示決定されているものであることから、その請求の趣旨からして、公文書公開請求による公開請求は、適正な請求と認められない」ため、公文書公開請求を却下する決定を行った。
- (7)平成31年3月11日付けで、審査請求人は、本件処分を不服として実施機関に対して審査請求を行ったので、実施機関は、平成31年4月18日、当審査会に対し情報公開条例第17条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるものである。

(2) 審査請求の理由の要旨

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載並びに審査会での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

保有個人情報開示決定の開示文書が2年半経っても私の手元には来ていない。

資料を早急にCD-Rにて公開していただきたい。

6,500枚ある文書を10枚しか公開せずに、隠蔽した。職員が無知であり、平気で隠蔽するのが問題ではないか。

審査委員が現場に行き調査をして見つけ出し、裁決書と一緒に無料で添付してくるものだ。以前、外務省に請求して審査会を内閣府が審査し外務省より裁定書と隠蔽した書類のコピー1箱を無料で送ってきた。

以前より内閣府情報公開・個人情報審査会事務局及び総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局へ行って聞いてくるように言っているが誰もしない。

公開する媒体は、国の各省庁も神奈川県もこちらで指定した媒体で提供される。10年近く前から改善するように指摘しているが何もしていない。

6,500枚の書類の写しの交付が、65,000円では高すぎる。CD-Rならば高価ではない。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

審査請求人の公開請求の趣旨は、平成28年6月2日に請求人が行った保有個人情報開示請求に対して実施機関が行った平成29年9月15日付け保有個人情報開示決定において特定した保有個人情報(以下「開示決定保有個人情報」という。)の公開を求めるものである。

開示決定保有個人情報で本人の個人情報がすべて開示されているにもかかわらず、当該個人情報が記載されている6千枚以上の公文書について、情報公開条例に規定する非公開情報を消したものを求めているとは認められない。

本件請求の趣旨からして、情報公開条例の規定に基づく公文書公開請求書においてなされた本件請求は、個人情報保護条例の規定に基づく請求によってなされるべきものであることから、適正な請求とは認められないものであり、却下決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成28年6月2日に請求人が行った保有個人情報開示請求に対して実施機関が行った平成29年9月15日付け保有個人情報

開示決定において特定した保有個人情報に係る文書である。

(2) 本件申立文書を公文書公開請求によって公開を求めることについて

実施機関は、本件申立文書について、すでに、開示決定保有個人情報で本人の個人情報がすべて開示されているにもかかわらず、当該個人情報が記載されている6千枚以上の公文書について、情報公開条例に規定する非公開情報を消したものを求めているとは認められないとしている。

確かに、審査請求人が求めている文書については、すでに審査請求人自身の保有個人情報開示請求により、全部開示の決定がされており、同一の文書を公文書公開請求により公開を求めた場合には、非公開情報が存在することが想定され、一部非公開となった文書を公開することになり、審査請求人が求めているものに当たらなくなると考えられる。

(3) 本件請求に対する却下決定について

公文書公開請求に対する却下決定について実施機関は、相模原市情報公開条例施行規則第5条第3号の「却下することにつき相当の理由のあるとき」に該当するためとしている。

「相当の理由のあるとき」とは、「相模原市情報公開条例の解釈及び運用の基準」(以下、「条例の解釈と運用の基準」という。)によれば、「例えば、適正な請求と認められない請求、権利濫用に該当する請求、補正を求めたが応じない場合などがこれに当たる。」としている。

本件請求については、審査請求人は、すでに保有個人情報開示決定がされている文書を請求していることは認めており、この文書の写しを紙媒体ではなく、電子媒体で交付すべきとの考えから、本件請求をしたとしている。

しかしながら、実施機関の説明のとおり、本件請求に対して、公文書公開決定をした場合には、非公開情報が消されたものが公開されることになり、これが審査請求人の求めているものではないことは明らかである。

よって、情報公開条例の規定に基づく公文書公開請求書においてなされた本件請求は、個人情報保護条例の規定に基づく請求によってなされるべきものであり、すでに請求され、開示決定をしていることから、重ねて情報公開条例に基づく公文書公開請求で文書の公開を求めることについては、何ら利益がなく、本件は却下することについて相当の理由があると認められる。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った却下決定については、妥当であると判断する。

6 付言

実施機関は、現行では、紙媒体の開示文書を電子媒体で交付することはできないとしているが、将来的には、紙文書をスキャナ等で読み取ってできた電磁的記録を交付することについて、公平な実費負担の上で可能になるように、規則等を見直すことを検討されたい。

7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は以下のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 4月18日	実施機関からの諮問
令和2年 3月19日	審議 実施機関からの意見聴取
7月17日	審議 審査請求人の意見陳述

第1部会委員 金井 利之
上代 庸平
尾崎 隆